

2025(令和7)年8月7日

Just Answer LLC 代理人
弁護士 矢倉千栄 先生

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444
E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



再申入書兼お問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。2009年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての検討を行っております。

当会の本年2月7日付け差止請求書に対して4月9日にご連絡をいただきました。検討をさせていただいたところ、下記の点について、問題と考えましたので、再度申し入れをさせていただきます。

つきましては、本書面に対するご回答を、2025年8月28日までに書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申し入れの内容

貴社は、当会の請求を考慮し、一定の修正をしていただいたと確認しています。別紙サンプル画面の修正を拝見すると、「定期契約」の部分が太字から外れていますが、当会で検討させていただいたところ、本件の本質でもある「定期契約」の部分まで太字とすることが適当ではないかという意見が多数でした。この点を再度、ご検討いただけないでしょうか。

第2 その他、問合せ

貴社もお認めになっているとおり、本サービスは日本人に向けた日本国内のサービスですから、貴社は、会社法においては、外国会社が日本において継続して取引をしようとするときは、日本における代表者を定め（会社法第 817 条第 1 項）、当該外国会社について登記をすることが必要です。外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができません（会社法第 818 条第 1 項）。

また、日本で継続して取引をしようとする外国会社は、日本における代表者を定めた日から 3 週間以内に、外国会社の登記の申請をしなければなりません（会社法第 933 条第 1 項、第 5 項）。

貴社は、この規制を守っていないと理解していますが、この理解に誤りはないでしょうか。貴社は、この規定の存在にもかかわらず、日本国内に登記をしない理由を教えてください。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444